



▲耐震化支援事業イメージ  
キャラクター 耐震くん

# 地震に強い住まいのために 今年度の申請期限が迫っています

区では、災害に強いまちづくりに向けて建物の耐震診断・補強設計や耐震改修工事、ブロック塀等の除去への助成を行っています。申請方法・助成要件・金額等詳しくは、お問い合わせください。なお、工事等の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。  
【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎8階) ☎(5273)3829・FAX(3209)9227へ。

## 木造住宅等の耐震化への助成

【対象】昭和56(1981)年5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅(過半が住宅)

### ◆耐震診断のための建築士派遣(無料)

区から建築士を派遣し、耐震診断を行います。診断には、簡易な診断を行う「予備耐震診断」と、地震による損壊等に対する建物の強度(耐震性能)の評価を行う「詳細耐震診断」があります。

【申請期限】▶予備耐震診断…令和4年1月31日(月)(消印有効)、▶詳細耐震診断…12月28日(火)(郵送は12月31日(金)消印有効)

### ◆補強設計等への助成

補強設計にかかる費用の一部を助成します(上限額/17万円)。  
※詳細耐震診断と補強設計を合わせて実施する場合、上限額は30万円(詳細耐震診断/13万円、補強設計/17万円)です。

【申請期限】12月28日(火)(郵送は12月31日(金)消印有効)

### ◆耐震改修工事への助成

補強設計に基づいて行う耐震改修工事にかかる費用の一部を助成します。  
※耐震改修工事とは関係のない部分のリフォーム工事費や消費税は助成対象外です。

【申請期限】11月30日(火)(消印有効)

## 非木造建築物の耐震化への助成

【対象】昭和56(1981)年5月31日以前に着工した鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

### ◆耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断(無料)

区から建築士を派遣し、耐震診断の必要性等のアドバイスや、設計図面等に基づき、建物の外部や内部の外観調査等を行う簡易耐震診断を実施します。

【申請期限】▶耐震アドバイザー派遣…令和4年1月31日(月)(消印有効)、▶簡易耐震診断…12月28日(火)(郵送は12月31日(金)消印有効)

### ◆耐震診断・補強設計・耐震改修工事への助成

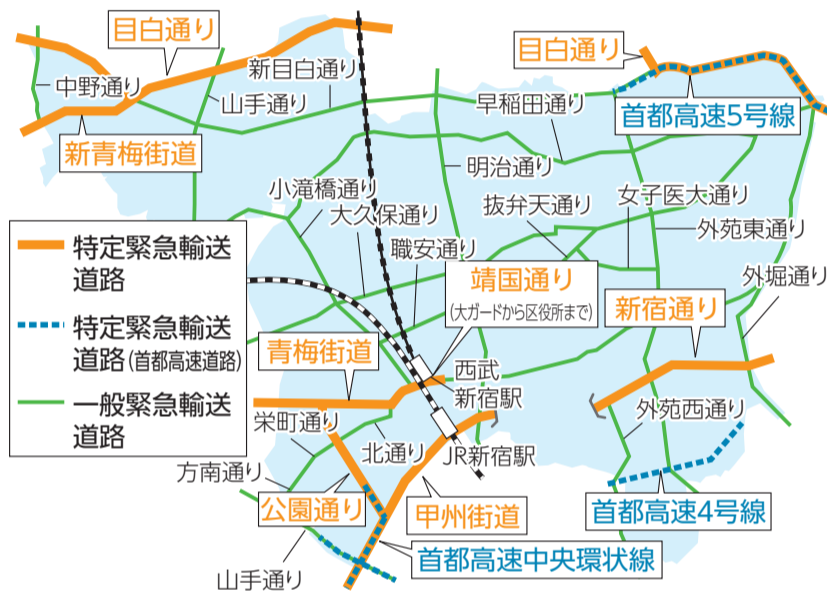
- 耐震診断への助成  
耐震診断にかかる費用の一部を助成します。(上限額200万円)
  - 補強設計への助成  
補強設計にかかる費用の一部を助成します。(上限額200万円)
  - 耐震改修工事への助成  
補強設計に基づいて行う耐震改修工事にかかる費用の一部を助成します。  
※耐震改修工事とは関係のない部分のリフォーム工事費や消費税は助成対象外です。  
※一定の要件を満たす賃借人がいる緊急輸送道路沿道建築物の場合、加算があります。
- 【申請期限】▶耐震診断・補強設計…11月30日(火)(消印有効)、▶耐震改修工事…10月29日(金)(郵送は10月31日(日)消印有効)

## 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化への助成

### ◆補強設計・耐震改修工事・除却・建替えへの助成

災害時の避難や救助活動等に重要な役割を持つ特定緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を進めるため、耐震改修工事等にかかる費用の一部を助成します。

申請方法・要件等詳しくはお問い合わせください。  
※一定の要件を満たす賃借人がいる場合、加算があります。



【申請期限】▶補強設計…11月30日(火)(消印有効)、▶耐震改修工事・除却・建替え…10月29日(金)(郵送は10月31日(日)消印有効)

## ブロック塀等の除去への助成

一般の交通の用に供する道に沿って建てられた、高さ1.0m以上の安全性が確認できないコンクリートブロック塀、万年塀、大谷石塀等の除去にかかる費用の一部を助成します。

【助成金額】40万円を限度に▶実際の工事にかかる費用、▶除去するブロック塀等の面積(m<sup>2</sup>)×面積当たりの単価(★)で算出した費用のいずれかのうち低い額  
★面積当たりの単価▶万年塀…6,000円/m<sup>2</sup>、▶ブロック塀・大谷石塀等…12,000円/m<sup>2</sup>

【要件】▶敷地内全ての助成対象となるブロック塀等(道路突出部分、付属する門柱含む)を除去すること  
▶道に沿って新たにブロック塀等を設ける場合は「建築基準法関連法令」を遵守(道路突出の是正等)し、かつ、道側からの高さを60cm以下(土留め・基礎等を含む)とすること

【申請期限】令和4年1月31日(月)(消印有効)

## 東京都におけるリバウンド防止措置を踏まえた区の対応

【実施期間】10月24日(日)まで

12月31日(金)まで

- 区施設等の利用制限等
  - ▶区施設等の利用は原則午後8時まで(午後8時閉館)
  - ▶地域センターの会議室等の貸し出し施設は午後8時以降の新規予約を中止
  - ※予約済みの方は利用の自粛をお願いします。

- 区外宿泊施設の利用における注意
  - ▶利用者の皆さんは、基本的な感染予防策を徹底するようにお願いします。



- 公園等の利用制限
  - ▶高田馬場駅前広場の閉鎖
  - ※バスケットゴール、新宿中央公園の大型複合遊具については、利用者に対して感染防止対策の徹底をお願いの上、利用を再開します。

- 区が関係するイベント等の取り扱い
  - ▶不特定多数が参加するイベント等は原則中止